



しまった! 解約したい、と思ったら…

クーリング・オフ
制度を使おう!



ニャン吉



かながわ中央消費生活センター

クーリング・オフはがき作成用セット

すぐに使えるクーリング・オフはがきが2枚付いています



添付のハガキ(2枚)は、クーリング・オフを行う際にお使いいただけます。この説明書を読んで、必要になった時に備え、ぜひお役立てください。

「クーリング・オフ」ってなに？

一定の期間内であれば、「無条件で契約を解除できる制度」です。商品や条件によっては、解除できないものもあります。

「クーリング・オフ」ができるものと、その期間は？

訪問販売 自宅・職場への訪問販売、催眠(SF)商法、キャッチセールス、展示販売など営業所以外で交わした契約	8日間
訪問購入 貴金属や衣服等の訪問買取	
電話勧誘販売 事業者の電話勧誘行為によって申込みをした契約	
特定継続的役務提供 エステティックサロン、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	20日間
連鎖販売取引 マルチ商法	
業務提供誘引販売 内職・モニター商法	

※通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。上記の販売方法・取引でも条件によってはクーリング・オフできない場合があります。

例)・化粧品や健康食品など指定された消耗品を使用、消費してしまった場合(未使用分は可能)

・現金取引で総額 3,000 円未満の場合

クーリング・オフできる取引かどうか不明な場合は、消費生活相談窓口にご相談ください。

「クーリング・オフ」をすると、どうなる？

- ◆未払い代金の支払義務がなくなり、既払い金は返還してもらえます。
- ◆商品を受け取っている場合には、事業者の費用負担で返送できます。
- ◆工事が完了していても、事業者の負担で元に戻せます。
- ◆事業者は消費者へ損害賠償や違約金請求はできません。

クーリング・オフをするときは！

- ① 必ずハガキ等の書面で通知し、あて名は契約した事業者の「代表者」にします。
- ② 契約書面を受け取った日を含め、**8日間または20日間以内**(※左面を参照)に通知します。書面を発信(窓口等で投函)した時点で有効です。
- ③ 支払いがクレジットの場合はクレジット会社へ1通、販売会社へ1通、計2通を送ります。
- ④ 記録が残る「**特定記録郵便**」や「**簡易書留郵便**」を利用します。
- ⑤ 証拠として、ハガキの両面コピーの保存もお忘れなく ★ハガキのコピーや送付記録などの関係書類は、5年間保管しましょう



身近な消費生活相談窓口

その契約、大丈夫？
迷ったときや困ったときは
すぐ相談！

消費者ホットライン

イ ヤ ヤ

局番なし **☎ 188 番**

身近な消費生活相談窓口につながります。
行動することが解決への第一歩です。



消費生活出前講座・リーフレットはこちらから！

つながる・かながわ

検索

クーリング・オフ期間が過ぎていても
あきらめないで **まず相談！**

消費者ホットライン

イ ヤ ヤ

局番なし



188番

身近な消費生活相談窓口につながります。



悪質な訪問販売 撲滅！
かながわ宣言

適正な勧誘で信頼を届けるため、事業者団体と県がチームで取り組みます。

訪問販売かながわ宣言

検索

こんな言葉を電話で聞いたら

サギだ！

- ・「急にお金が必要！用意して！」
- ・「キャッシュカードを預かります。」
- ・「ATMで医療費を還付します。」

神奈川県・神奈川県警察

はがき(表面)

郵便はがき

□ □ □ □ □ □ □

郵便窓口へ
持参※特定
記録郵便や
簡易書留
郵便を利用

<住所欄>

<あて名欄>

(事業者名)

(代表者名)

様

